

令和 6 年度 豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について（報告）

1 豊田市のいじめの防止等に関する取組

(1) 豊田市いじめ防止基本方針

- 策定 平成 27 年 4 月 1 日
- 改正 平成 28 年 11 月 24 日 ※いじめ解消の目安を定め追加
- 改正 平成 29 年 11 月 22 日 ※文科省の「いじめ防止基本方針」改定を受け

(2) 教育委員会の主な取組

- ① いじめの状況調査
 - ア 毎月のいじめ状況調査
 - イ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 - ウ いじめの予防、発見等に活用できる hyper-QU を小 3～中 3 で実施
- ② 学校との連携
 - ア 相談票を活用した学校との早期連携
 - イ 「いじめ対応マニュアル（ミニマム版）『こ・れ・だ・け・は』」の活用
 - ウ 「ネットいじめ対応マニュアル『こ・れ・だ・け・は』」の活用
- ③ いじめ対応に関する教員等の研修
 - ア 教育相談主任研修（動画研修）
 - イ 教員向けいじめ対応研修会の開催
初任者研修、5 年目研修、8 年目研修の経年経験者研修で実施
 - ウ 児童生徒・保護者向けいじめに関する研修会の開催（小学校 3 校・中学校 1 校）
- ④ 委員会等
 - ア 豊田市いじめ防止対策委員会の開催
 - イ 豊田市いじめ問題対策委員会の開催
hyper-QU の結果をもとに学級の状態に合わせて活用できる授業案の作成
- ⑤ 相談支援等
 - ア スクールソーシャルワーカーの配置
拠点校と青少年相談センター（パークとよた）に配置（巡回型・派遣型）
 - イ スクールカウンセラーの全校配置（R6 市 57 人・県 36 人）
全小中特別支援学校に配置
 - ウ 心の相談員の配置（R6 124 人）
 - エ はあとラウンジスタッフの配置（R6 50 人）

- オ 青少年相談センター（パルクとよた）における面接相談
- カ 「はあとラインとよた」による電話相談
- キ 「児童生徒向け相談カード」の配布
- ク 学習用タブレット「先生たすけて」の活用

(3) 各学校の取組状況

- ① 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ② アンケートや教育相談の実施
- ③ 校内いじめ対策委員会の開催
- ④ デジタル・シティズンシップ教育に関する取組や道徳科での命を大切にする授業の実施 等

2 豊田市のいじめの現状

(1) いじめの認知件数の推移

| | 小学校 | | 中学校 | |
|-------|-------|--------|------|--------|
| | 認知件数 | 年度末収束率 | 認知件数 | 年度末収束率 |
| 令和4年度 | 1530件 | 67.4% | 474件 | 56.7% |
| 令和5年度 | 1501件 | 80.8% | 472件 | 87.3% |
| 令和6年度 | 1154件 | 79.8% | 300件 | 83.0% |

(2) 「いじめの早期相談票」「いじめ対応相談票」の提出

| | 提出数 |
|-------|-----|
| 令和4年度 | 65件 |
| 令和5年度 | 89件 |
| 令和6年度 | 53件 |

3 「(仮称) 豊田市いじめ防止条例」の制定に向けての取組について

(1) 目的

- ・市民全員で理念を共有し、市全体でいじめ防止等の取組を広げること

(2) 施行予定時期

令和8年4月（令和7年8月下旬から1か月間パブリックコメントを実施）

(3) 「豊田市子ども条例」への影響

- ・第15条（豊田市いじめ防止基本方針）、第29条第3項（豊田市いじめ問題対策連絡協議会）は子ども条例から削除し「(仮称) 豊田市いじめ防止条例」に規定する。
- ・令和8年度以降の豊田市いじめ問題対策連絡協議会のもち方は、現在、検討中。